

平成 28 年 9 月 21 日
原子力安全対策課
(2 8 - 0 9)
<15 時 30 分資料配付>

高浜発電所の原子炉設置変更許可について
(高浜 3、4 号機の特定重大事故等対処施設の設置)

このことについて、関西電力株式会社から下記のとおり連絡を受けた。

記

関西電力株式会社は、平成 25 年 7 月 8 日に施行された原子炉等規制法に基づく新規制基準に対応するため、平成 26 年 12 月 25 日、原子力規制委員会に対して高浜発電所 3、4 号機の特定重大事故等対処施設※の設置に係る原子炉設置変更許可申請を行った。

この申請に対し、本日、原子力規制委員会から原子炉設置変更の許可を受けた。

※特定重大事故等対処施設

原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突やその他のテロリズム等により、原子炉を冷却する機能が喪失し、炉心が著しく損傷した場合に備えて、格納容器の破損を防止するための機能を有する施設であり、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」(平成 28 年 1 月 12 日改正)に基づき、本体施設の工事計画認可後 5 年という経過措置期間(法廷猶予期間)内に設置が求められている。

＜原子炉設置変更許可(高浜 3、4 号機の原子炉施設の変更)の主な項目＞

- ①発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備
 - ・特定重大事故等対処施設の位置、構造及び設備
- ②発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項
 - ・特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制の整備

添付資料：高浜発電所 3、4 号機の特定重大事故等対処施設について(概要)

問い合わせ先(担当:水嶋)
内線 2352・直通 0776(20)0314

高浜発電所 3、4 号機の特定重大事故等対処施設について（概要）

1. 規制要求

新規制基準においては、以下の特定重大事故等対処施設を設置することが要求されている。

- 原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対してその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないもの。
- 原子炉格納容器の破損を防止するために必要な設備を有するもの。

2. 原子炉設置変更許可申請書の記載事項

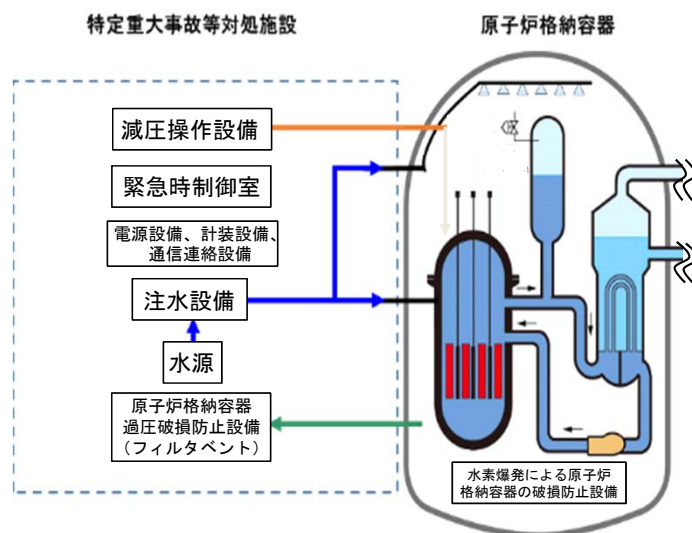
【設備】

- 減圧操作設備
 - ・原子炉の減圧を操作する設備。
- 注水設備（ポンプ、水源）
 - ・格納容器スプレイや格納容器下部等への注水設備。
- 原子炉格納容器過圧破損防止設備（フィルタベント）
 - ・原子炉格納容器内の空気を放出し、内圧を低減させる設備。
- 水素爆発による原子炉格納容器の破損防止設備
- 電源設備、計装設備、通信連絡設備
- 緊急時制御室

【体制】

- 特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制の整備

【概念図】



3. 現在の状況

- ・施設設置のための準備工事実施中

4. 設置期限※

- ・高浜発電所 3 号機 平成 32 年 8 月 3 日
- ・高浜発電所 4 号機 平成 32 年 10 月 8 日

※特定重大事故等対処施設は、本体施設の工事計画認可（高浜発電所3号機：平成27年8月4日、高浜発電所4号機：平成27年10月9日）から5年間の経過措置期間（法定猶予期間）までに設置することが要求される。

(参考)

**特定重大事故等対処施設に関する原子炉設置変更許可申請等に係る経緯
(高浜発電所 3、4 号機)**

○原子炉設置変更許可申請関係

平成26年12月25日	関西電力は、原子炉設置変更許可申請書を原子力規制委員会に提出
平成28年6月3日	関西電力は、原子炉設置変更許可申請書の補正書を原子力規制委員会に提出（1回目）
平成28年7月12日	関西電力は、原子炉設置変更許可申請書の補正書を原子力規制委員会に提出（2回目）
平成28年8月3日	原子力規制委員会は、当該設置変更許可申請に対する審査の結果を審査書（案）として取りまとめ、原子力委員会、経済産業大臣への意見聴取の実施を決定
平成28年9月21日	原子力規制委員会は、審査書（案）に対する原子力委員会および経済産業大臣への意見聴取の結果を踏まえ、関西電力に対し、原子炉設置変更を許可